

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				
宇品山国有林修景伐事業 (伐倒整理 120本 28.81m3ほか)	分任支出負担行為担当 官 広島森林管理署長 小椋 重信	広島県広島 市中区吉島 東3-2-51	令和3年11月1日	株式会社 こうこく 法人番号 3240001003215	広島県広島 市安佐北区 亀山7-9-45	一般競争契 約	-	10,560,000	-	-	-	2	0	-	-
加賀海岸国有林防災林造成事業 (林内整理0.51haほか)	分任支出負担行為担当 官 石川森林管理署長 酒向 邦夫	石川県金沢 市朝霧台2- 21	令和3年11月5日	株式会社 ゼロ 法人番号 6210002009153	福井県福井 市市ヶ瀬町 13-30	一般競争契 約	6,682,500	4,378,000	65.5%	-	-	4	0	-	-
大和三山風景林看板作製・設置外作業 (一式)	分任支出負担行為担当 官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 中村 彰男	奈良県奈良 市赤膚町 1143-20	令和3年11月5日	大光宣伝 株式 会社 法人番号 2150001004982	奈良県生駒 市元町1-6- 12	一般競争契 約	-	1,314,500	-	-	-	2	0	-	-
イラスケ山国有林危険木処理事業 (伐倒整理 17本 4.49m3)	分任支出負担行為担当 官 広島森林管理署長 小椋 重信	広島県広島 市中区吉島 東3-2-51	令和3年11月8日	有限会社 池田 木材 法人番号 8240002035079	広島県呉市 安浦町大字 原畑1026	一般競争契 約	-	1,210,000	-	-	-	2	0	-	-
櫛ヶ端山国有林森林整備事業(伐採系・ 造林) (全木伐倒(保護伐) 975.24 m3 (1.85ha))	分任支出負担行為担当 官 広島森林管理署長 小椋 重信	広島県広島 市中区吉島 東3-2-51	令和3年11月9日	櫛ヶ端山国有林 事業共同事業体 代表者 神石郡 森林組合 法人番号 7240005009287	広島県神石 郡神石高原 町安田175-1	一般競争契 約(総合評 価)	9,294,056	9,009,000	96.9%	-	-	1	0	業務実 績、実務 経験者の 在籍等	-
国有林野施業実施計画図作製業務 (加賀等7森林計画区に係る国有林野施 業実施計画図8,200枚)	支出負担行為担当 官 近畿中国森林管理局長 柏原 卓司	大阪府大阪 市北区天満 橋1-8-75	令和3年11月12日	国土地図 株式 会社 法人番号 3011101006857	東京都新宿 区西落合2- 12-4	一般競争契 約	-	25,080,000	-	-	-	3	0	-	-
汐川前国有林松くい虫防除事業 (樹幹注入(松くい虫防除) 1,595本)	分任支出負担行為担当 官 鳥取森林管理署長 中本 貴美	鳥取県鳥取 市吉方109	令和3年11月18日	永和実業 株式 会社 法人番号 4170001000383	和歌山県和 歌山市塩屋 1-3-21	一般競争契 約	19,606,092	7,414,000	37.8%	-	-	2	0	-	-

松原国有林外森林整備事業(保護) (衛生伐(松くい虫被害木特別伐倒駆除) 25本7.03m3ほか)	分任支出負担行為担当 官 福井森林管理署長 田之島 博明	福井県福井 市大手2-11- 15	令和3年11月18日	奥越林業 株式 会社 法人番号 1210001010190	福井県勝山 市立川町2- 2-12-2	一般競争契 約	2,913,900	2,750,000	94.3%	-	-	1	0	業務実 績、実務 経験者の 在籍等	-
---	---------------------------------------	-------------------------	------------	--	---------------------------	------------	-----------	-----------	-------	---	---	---	---	----------------------------	---

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。